

公益法人制度改革ガイドンス

平成20年12月1日から新しい公益法人制度が施行されています

新制度施行に伴い福岡県下法人会も十二月一日より自動的に「特例民法法人」となります。この公益法人制度改革の概要について説明いたします。

日本の公益法人制度は、明治二十九年の民法制定とともに始まり、以来約一世紀にわたって、民間非営利部門において大きな役割を果たしています。公益法人は民法第三十四条（新制度において廃止）に基づき、主務官庁の許可を得て設立され、各種税制上の措置等を受けながら様々な活動を行ってきました。

民法

（公益法人の設立）

第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

公益法人制度改革の目的

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の間

題点を解決することが目的です。

制度改革目的実現のための骨子

これまで▼

☆主務官庁に公益性を認められたものだが、法人格を得ることができた。

☆法人運営については、法律上詳細な規定がなく、主務官庁が立入検査を含め監督していた。

☆法人設立・運営のための要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられており、主務官庁ごとにばらつきがあった。

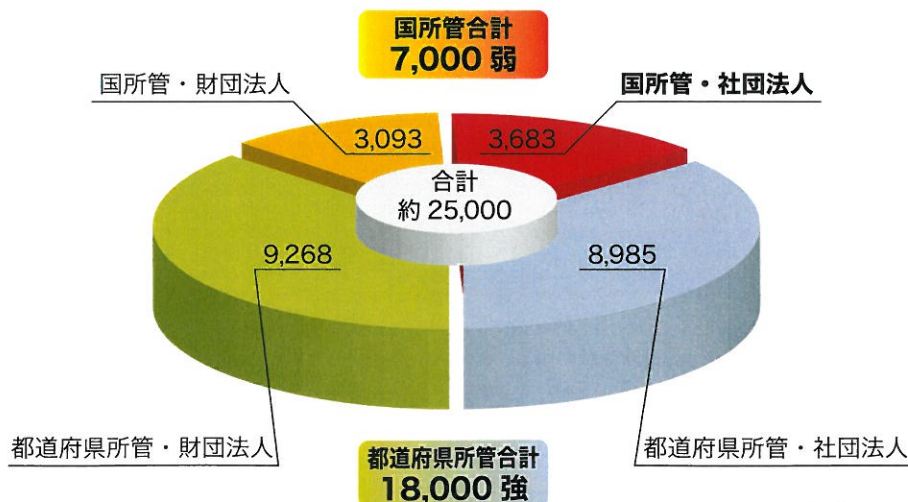
これから▼

☆法人法の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能。

☆一般社団・財団法人のうち、認定法に定められた基準を満たしていると認められる法人は、公益認定を受けて公益社団・財団法人となる。

☆基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者から構成される国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が行う。

公益法人の現状



※平成18年10月1日現在

新制度における従来の公益法人等の選択肢

☆従来の公益法人（新制度施行後は特例民法法人）には公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行するという選択肢があります。

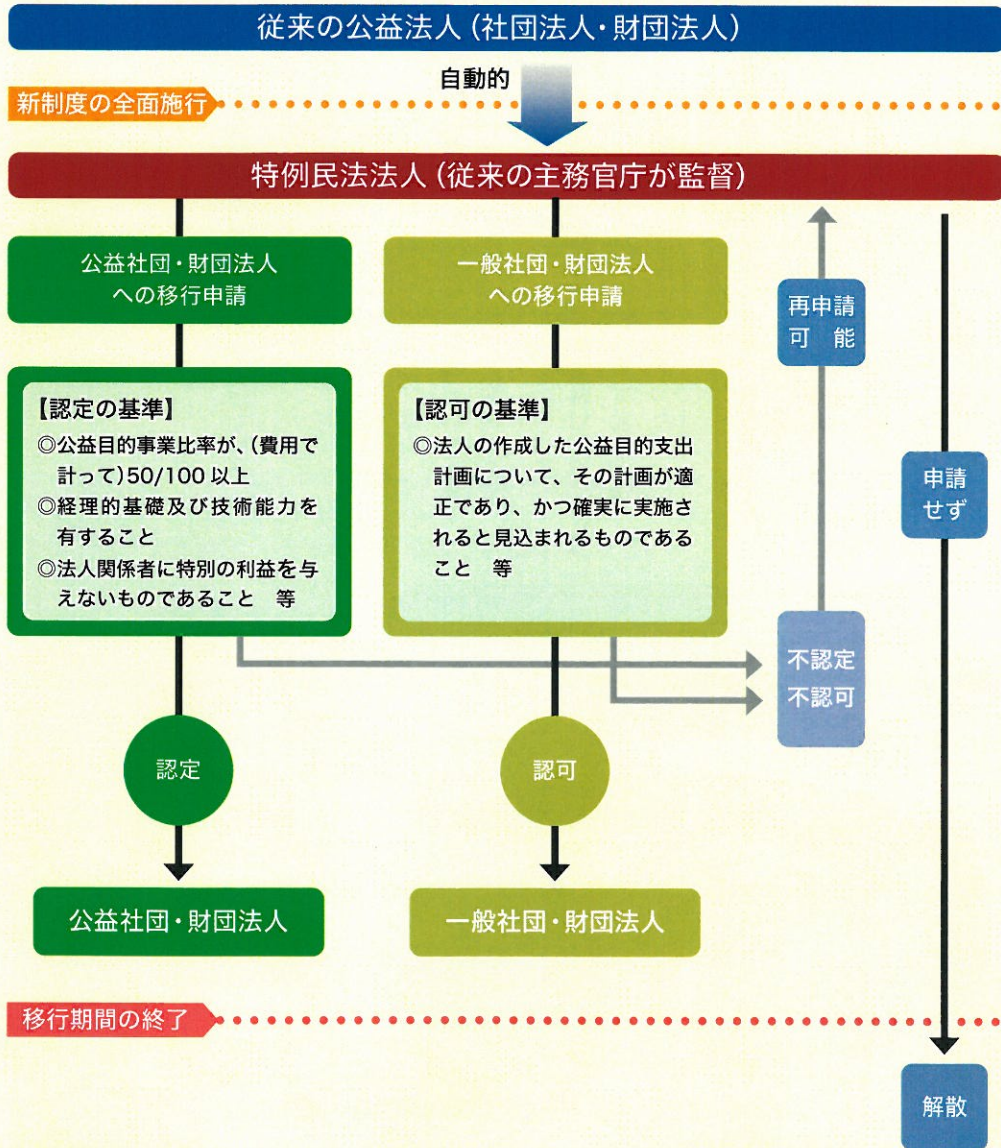
平成二十年十二月一日の新制度施行後五年間は特段の手續をとることなく従来と同様の法人（特例民法法人）として存続できます。

ただし、平成二十五年十一月末の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった場合、または移行期間の終了までに移行申請を行ったが、移行期間の終了後に認定または認可が得られなかった場合には解散となります。

新制度の根拠となる3本の法律

- 法人法：法人の設立、組織、運営及び管理の規定
- 認定法：公益認定の基準
- 整備法：従来の公益法人に係る新制度への移行手続き

新制度における従来の公益法人等の選択肢



特例民法法人について

☆従来の公益法人は平成二十年十二月一日の時点で、自動的に「特例民法法人」となります。(定款、機関、登記の変更等の手続は必要ありません)

特例民法法人の間は、

○これまでどおりの名称が使えます
福岡県下法人会は社団法人のままです。

○引き続き従来の主務官庁による監督が行われます

○従来の公益法人と同等の税制措置が適用されます

☆特例民法法人は、法人法や認定法に適合するように定款変更の案を作成するなどの準備を進め、移行期間が終了するまでに公益社団・財団法人への移行申請を行政庁(内閣総理大臣または都道府県知事)に行う必要があります。

特例民法法人から 新公益法人への移行認定

特例民法法人は、行政庁の認定を受けて新しい公益社団・財団法人となることができます。

認定基準

一、定款の内容が法人法及び認定法に

適合するものであること。
二、認定法第五条各号に掲げる基準に適合するものであること。

認定法第五条各号に掲げられた認定基準のうち主なものは次のとおりです。

経理的基礎を有すること
技術的能力を有すること
特別の利益を与える行為を行わないこと
公益目的事業比率が五〇%以上であると見込まれること

これらの基準は、移行後も引き続き遵守しているか監督が行われます。

新制度移行後の法人の監督

☆公益社団・財団法人への移行後は、適正な運営を確保するために必要限度で、行政の監督を受けます。

☆法令に違反する疑いがある場合は、勧告や命令、場合によっては公益認定の取消しがあります。

☆公益認定取消し等の場合には、公益目的事業財産の残額を一か月以内に認定法で定める公益的団体等に贈与することになります。

☆公益目的支出計画実施中の一般社団・財団法人は、毎年行政庁に対して公益目的支出計画の実施報告をする必要があります。

新制度における法人の 内部統治(ガバナンス)

☆新制度においては最低限必要な各種機関の設置を含むガバナンスに関する様々な事項が法律で定められており、法人の従来の運営方法を見直していく必要があります。

☆ガバナンスについて法律で明確に定められた理由は、従来の公益法人制度では、法人のガバナンスについての詳細な規定が民法に置かれておらず、主務官庁ごとに監督が行われていました。新制度においては、主務官庁制を廃止して準則主義を採用するにあたり、法人自らが責任を持つ

て自主的・自立的に運営を行うよう、法律でガバナンスに関する様々な事項が明確に定められます。
理事等に就任される方々は、それぞれの役割に与えられた役割や責任を自ら果たすことが求められていることを理解した上で、就任していただく必要があります。

新制度の税制の概要

新公益法人となった場合
「寄附税制」

■国税

公益法人(公益社団法人・公益財団法

人)に認定された場合は、寄附優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当します。

①個人が特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、その寄附額から5千円を差し引いた金額をその個人の所得から控除できる。

②法人が特定公益増進法人に対して寄附をした場合には、(所得金額の5・0%+資本金等の額の0・25%)×2分の1を限度として損金算入できる。

■地方税

個人住民税における寄附優遇の措置が受けられます。

①都道府県または市町村が条例により指定した寄附金(公益社団法人等に対する寄附金等)が寄附優遇措置の対象寄附金

②以下の金額を個人住民税の額から控除

ア 都道府県が条例で指定した寄附金
…(寄附金額マイナス5千円)×4%

イ 市区町村が条例で指定した寄附金
…(寄附金額マイナス5千円)×6%
※ア及びイから重複して指定された寄附金は(寄附金額マイナス5千円)×10%

■「法人税」

- ① 収益事業についてのみ課税
- ② 認定法上の公益目的事業は収益事業から除外し、非課税

- ③ 収益事業に属する資産のうちから、自らの公益目的事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、損金算入（その公益目的事業の実施のために必要な金額を限度）とする。

■「その他」

- ① 利子・配当所得等に係る源泉所得税は非課税

- ② 法人登記に係る登録免許税、印紙税非課税（従来の公益法人と同様の課税関係等）

一般社団法人等となった場合

■「法人税」

- ① 非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人については、収益事業についてのみ課税となる。

- ② ①以外の法人は、法人税法上、普通法人と同じ。

■「その他」

- ① 利子・配当所得税、登録免許税等に係る源泉所得税は課税 等

- ② 印紙税につき、従来の公益法人と同様、非課税等があります。

公益移行認定と一般移行認可の比較表



□ → メリットと考えられるもの、■ → デメリット(制約を含む)と考えられるもの

公益認定を受ける場合 (公益社団・財団法人への移行)

公益認定を受けない場合 (通常の一般社団・財団法人への移行)

社会的信用

□ 「公益社団法人」「公益財団法人」の名称を名乗ることができる（名称独占）。

税制

- 寄付金税制の優遇が受けられることとなる。
- 税法上の収益事業のみに課税され、公益目的事業は税法上の収益事業から除外される。
- 収益事業の利益を公益目的事業に充当（最低 50% 充当義務あり。）することにより、法人税率の実質的軽減が受けられる。
- 利子等に係る源泉所得税が非課税となる。

- 原則として営利法人と同等の課税となる。
- ただし、「非営利一般法人」については、税法上の収益事業のみに課税される。

事業活動の制限等

事業

- 公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。
- 総費用の 50% 以上を、公益目的事業の実施のために使用しなければならない(公益目的事業比率 50% 以上)。

- 事業活動が自由化される。
- 事業の収益・費用についての制限は、公益目的支出計画の実施事業以外はない。

行政庁の監督

- 行政庁の監督（報告徴収・立入検査等）を受ける。

- 移行法人（公益目的支出計画実施中の法人）は、公益目的支出計画満了後は、監督はなくなる。

会計

- 公益目的事業と収益事業等を区分経理した計算書類、事業計画、収支予算書等を提出し、毎事業年度、認定基準に適合しているか確認される。

保有財産の規制

遊休財産

- 遊休財産の保有制限がある。

- 遊休財産の保有制限はない。

公益目的の財産

- 公益目的事業財産は、公益目的事業を行うために使用し、処分しなければならない。
- 公益認定を取り消された場合、1 箇月以内に他の類似の目的を持つ法人などに公益目的事業財産残額を譲渡するための契約をしなければならない。

- 公益目的財産に関する計画（公益目的支出計画）を策定し、その内容について行政庁（内閣府など）の認可を受け、移行後も行政庁の監督に服す。
- この公益目的財産額については、法人が解散する場合においても自由な意思決定で処分できない。